

板橋区保菌者検索実施要綱

(平成13年2月21日区長決定)

(平成27年9月30日一部改正)

(目的)

第1条 食中毒や消化器系感染症が発生しやすい食品関係業者等を対象とし、食品取扱業者等の自主管理の一環として、予防対策の一手段である保菌者検索を実施し、潜在保菌者の早期発見を図り、消化器系感染症の流行を未然に防止し、感染症対策の万全を期することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内に所在する施設等における次に掲げる者（就職予定者を含む。）
 - ア 飲食物取扱従事者（食品を調理、製造、処理及び販売の業務等に従事する者をいう。）
 - イ 集団給食施設従事者（保育園の調理従事者及び保育士等、幼稚園、小・中・高等学校等の給食調理従事者及び栄養士、会社、病院等の集団給食施設で調理に携わる者及び栄養士並びに集団給食施設を指導する栄養士をいう。）
 - ウ 水道施設従事者（水道施設に従事する者及び受水槽等の清掃に従事する者をいう。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、保健所長が必要と認める者

(夏期特別勧奨検査の期間と対象者)

第3条 夏期特別勧奨検査の期間は、毎年5月1日から9月30日までとし、対象者は前条第1号に掲げる者とする。

(検査の種類)

第4条 腸内病原細菌のうち、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラ菌（以下「細菌」という。）の培養検査とする。

(検体の収集等)

第5条 保健所長は、感染症等の潜在患者の早期発見を図るため、速やかに検体の収集が行えるようにしなければならない。

2 保健所長は、感染症等の早期の結果確認のため、収集した検体を速やかにかつ確実に検査機関に搬入しなければならない。

(結果の通知)

第6条 保健所長は、検査を終了した者について、プライバシー保護を基本とし、必要に応じ、「試験（細菌）検査成績通知書」（様式第1号）により速やかに通知しなければならない。

(病原体保有者に対する処置)

第7条 保健所長は、保菌者検索の結果が菌陽性者であると判定された場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づき、その者に対し、質問・調査、指導及び就業制限等を行う。

(検査料)

第8条 東京都板橋区保健所使用条例施行規則第2条に基づく金額とする。

(委任)

第9条 本要綱に定めのない事項については、必要に応じ、保健所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は平成13年4月1日から施行する。
- 2 感染症の予防に関する保菌者検査実施要綱（平成11年3月11日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区保菌者検索実施要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

試験（細菌）検査成績通知書

台帳 号

様

年 月 日

番号	被検査者名	検査目的	成績	決定月日
1		細菌検査		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
計 名	健康福祉センター 受付 月 日	検体 ふん便	検査項目 (赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、 カルドネ菌)検査、O-157検査	備考

上記のとおりの結果であったことを通知します。

板橋区保健所長

